

佐賀県規則第9号

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
第1 建築物			第1 建築物		
区分	公共的施設	特定施設	区分	公共的施設	特定施設
1～6 略			1～6 略		
7 福祉保健施設	(1) 略 (2) 介護老人保健施設、 <u>母子健康センター</u> 及び市町保健センター (3) 略	略	7 福祉保健施設	(1) 略 (2) 介護老人保健施設、 <u>母子健康包括支援センター</u> 及び市町保健センター (3) 略	略
8～21 略			8～21 略		
第2～第5 略			第2～第5 略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。